

平成 21 年 6 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

ドメスティック・バイオレンスに係る通知について

平成 20 年 1 月 11 日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示により示され、配偶者からの暴力を受けた者（以下、「被害者」という。）の自立の支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われたところであり

ます。
これに伴い、同年 2 月 5 日付けで厚生労働省保険局保険課長、2 月 27 日付で厚生労働省保険局国民健康保険課長名による「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」の通知が発出されたところではありますが、今般、国会等において関係機関に対する周知徹底の必要性が指摘され、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり地方厚生（支）局あてに通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

本通知「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」の概要は、下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

記

〔「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」
（厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長通知）の概要〕

1. 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて

基本方針において、「被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること」と定められているが、健康保険の被扶養者から外れる手続きについては、被保険者からの届出に基づき行われるものとされているため、当該被保険者から届出がなされなくとも、被害者から、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書を添付して、被扶養者から外れる旨の届出がなされた場合には、被扶養者から外れることができることとなる。

2. 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

基本方針において、「第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること」と定められているが、健康保険法においては、被保険者の自己の故意の犯罪行為等により被扶養者が療養を受けたときは、第三者行為による傷病とは判断されず、保険給付が制限されると解されていることから、被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を健康保険法第57条に規定する第三者と解して同条の規定を適用し、被害者は、保険診療による受診が可能であると取り扱うこととなる。

3. 被害者等に係る医療費通知の取扱いについて

基本方針に基づき、保険者は、被害者及びその同伴者（以下、「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知の取扱いについて、受診した医療機関から被害者等の居所が加害者である被保険者に知られることのないよう、被害者からの申出があれば、当該被保険者宛の医療費通知には当該被害者等に係る情報を記載せず、被害者等に係る医療費通知は被害者から申出のあった送付先に送付するなど、適切に対応することとなる。

※その他関係様式等、詳細な取扱いにつきましては、別添資料をご参照ください。

〈添付資料〉

ドメスティック・バイオレンスに係る通知の保険医療機関等への周知について
(平 21.6.15 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
平成21年 6月15日

地方厚生（支）局医療指導課 御中

厚生労働省保険局医療課

ドメスティック・バイオレンスに係る通知の保険医療機関等への周知について

第169回通常国会において、ドメスティック・バイオレンスに係る通知（「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日保発第0205003号）及び「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」（平成20年2月27日保国発第0227001号））の周知徹底を図る必要性が指摘され、厚生労働省保険局保険課及び国民健康保険課より別紙の依頼があったところです。

当該通知は、被害者に係る被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱い等を内容としたものであり、各保険医療機関等においても適切な対応が求められるところですので、貴管下保険医療機関等への周知徹底方よろしく申し上げます。

【別紙】

事務連絡
平成21年 6月12日

厚生労働省保険局医療課 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課

「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成20年2月5日保保発第0205003号)及び「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」(平成20年2月27日保国発第0227001号)の保険医療機関等への周知に係るお願い(依頼)

第169回通常国会において、ドメスティック・バイオレンスに係る通知の周知徹底を図る必要性が指摘されたことを踏まえ、保険局保険課から発出しました「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成20年2月5日保保発第0205003号。別添1参照。)及び保険局国民健康保険課から発出しました「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」(平成20年2月27日保国発第0227001号。別添2参照。)につき、保険医療機関等に対する周知徹底方宜しく申し上げます。

「写」

保保発第0205003号
平成20年2月5日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について

配偶者からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）の保護のための施策を更に推進することを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第113号）が、平成19年7月11日に公布され、平成20年1月11日に施行されたところである。

この法律による改正後の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第2条の2の規定に基づき、同日付で告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。）において、被害者の自立の支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われたところである（別添1）。

今般、この医療保険に関する事項として定められた、被害者に係る被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、下記のとおりとしたので遺漏のないようお取り計らい願いたい。

これに伴い、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成16年12月2日保保発第1202001号）は廃止する。

なお、下記の取扱いに関しては、当省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長から都道府県民生主管部（局）長を通じ、婦人相談所等に対し、当局国民健康保険課長より都道府県民生主管部（局）長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局を通じ、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす都道府県等の女性センター等に対し協力を依頼する予定であることを申し添える。

記

- 1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて
基本方針中第2の7の（6）ウにおいては、「被害者は、被害を受けている旨の証

明書を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること」と定められている。

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できないため、当該被保険者から届出がなされなくとも、被害者から、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（以下「証明書」という。別添2参考）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができること。また、証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。

また、裁判所が発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証書についても、証明書と同様の取扱いとする。

上記の被扶養者から外れる手続は、次のとおりである。

- (1) 保険者は、被害者から上記の申出がなされた場合には、配偶者である被保険者の個人情報保護の観点から、当該被保険者に対して、一定の期間を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して行うよう、直接指導すること。
一定の期間内に当該届出がなされない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（別添3及び4参考）。
- (2) 被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を被害者に対し文書を以て通知すること。
- (3) 上記の取扱いに当たっては、被害者の居所などが配偶者である被保険者などに伝わることをないようにするなど、被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であることに十分配慮すること。
なお、当該被保険者から被害者に係る被扶養者届が再び提出された場合には、被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断すること。

2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

基本方針中第2の7の(6)キにおいては、「第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること」と定められている。

保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときには、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる（健康保険法（大正11年法律第70号）第57条第2項）ものであることから、被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関において被保険者証を提示すれば、一般の加入者と同様、保険診療による受診が可能である。

他方、健康保険法においては、被保険者が自己の故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない旨の定めがなされており（同法第116条）、被保険者の故意の犯罪行為等により被扶養者が療養を受けたときは、当該療養に係る家族療養費は、当該被保険者に支給されるものであることから同条の規定が適用され、保険給付は制限されると解されているところである。

しかしながら、被害者は、1の申出により被扶養者から外れるまでの間において、被扶養者の資格のまま緊急的に受診し、金銭的負担を負わざるを得ない場合があるところ、このような場合についてまで健康保険法第116条の規定を適用し、保険診療による受診を制限することは、故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせた被保険者への懲罰的意味において保険給付を行わないこととした同条の規定の趣旨に沿わないものであるとともに、被扶養者から外れるまでの間、実質的に保険給付が受けられない結果となるものである。

したがって、被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を健康保険法第57条に規定する第三者と解して同条の規定を適用し、被害者は、保険診療による受診が可能であると取り扱うことが同法の趣旨等に沿うものであること。

なお、事業主又は保険者は、被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、被保険者証を現に所持しない場合については、証明書の提示を受けることにより、当該被害者に対し、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和56年10月1日保発第76号・庁保発第15号）に基づき「健康保険被保険者資格証明書」を交付することができるものとする。

3 被害者等に係る医療費通知の取扱いについて

基本方針中第2の7の（6）クにおいては、「医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること」と、第2の10の（1）イにおいては、職務関係者の「被害者等に係る情報の保護」が定められているところである。

保険者は、被害者及びその同伴者（以下「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知の取扱いについて、受診した医療機関から被害者等の居所が加害者である被保険者に知られることのないよう、被害者からの申出があれば、当該被保険者宛の医療費通知には当該被害者等に係る情報を記載せず、被害者等に係る医療費通知は被害者から申出のあった送付先に送付するなど、適切に対応願いたい。

(別添1)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号) (抄)

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

7 被害者の自立の支援

(6)医療保険(厚生労働省)

支援センターは、被害者から医療保険に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること

イ 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること

ウ 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること

エ 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所等が発行すること、また、子どもなどの家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行すること

オ 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること

カ 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すること

キ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること

ク 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 (様式例)

(フリガナ) 氏名 (※1)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
連絡先等 (※3)		
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4) 機関名及び代表者氏名 (※5) 電話番号 婦人相談員 (※6) 所属機関名及び所属長名 電話番号 受付日 年 月 日		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

年 月 日

婦人相談所 (※7) の名称

代表者氏名

電話番号

健康保険の加入状況

被保険者 (組合員) 住所			
被保険者証記号番号 (※8)	記号	番号	
被保険者 (組合員) 氏名			
被保険者 (組合員) 生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	
被保険者 (組合員) の勤務する 事業所名又は船舶所有者名			

※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。

「保護した者」には、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」も含む。

※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)

※3 保険者において事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。

なお、被害者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。

※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。

※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。

※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。

※8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入し、健康保険の加入状況は被害者本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、社会保険事務所等に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にこの証明書を添付することとなる。
- 3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に社会保険事務所等に確認すること。
- 4 保険者においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等の取扱いについては十分配慮されたい。

(別添3)

平成 年 月 日

(事業主名) 様

(保険者名)

下記の者については、被保険者証の記載事項に訂正の必要があり、被保険者本人には別途通知しましたので、被保険者本人から被保険者証の提出があった際には、速やかに当健康保険組合あて提出されるようお願いいたします。

(フリガナ) 被保険者氏名				男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
被保険者証 記号番号	記 号		番 号	

(注) 各健康保険組合においては、この様式を参考に証明書を作成してください。

(別添4)

平成 年 月 日

(被保険者名) 様

(保険者名)

あなたの被扶養者であった下記の方は、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当健康保険組合において、本日付をもって被扶養者から外しましたことをお知らせいたします。

なお、お持ちの健康保険被保険者証の被扶養者に係るものは、同日以降無効となりますので、(以下のいずれかを選択)。

(被扶養者個人の被保険者証カードを発行している場合) 被扶養者に係る健康保険被保険者証をお持ちのときは、事業主を通じて速やかに返納いただきますようお願いいたします。

(被保険者証が紙様式の場合) 被保険者証に被扶養者についての記載がある場合には、これを訂正する必要がありますので、事業主を通じて速やかに当健康保険組合に届け出てください。

(フリガナ) 氏 名				男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
被保険者証 記号番号	記 号		番 号	

(注) 各健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。

「写」

保国発第0227001号
平成20年2月27日

都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について

配偶者からの暴力を受けた者(以下「被害者」という。)の保護のための施策を更に推進することを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成19年法律第113号)が、平成19年7月11日に公布され、平成20年1月11日に施行されたところである。

この法律による改正後の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第2条の2の規定に基づき、同日付で告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。)において、被害者の自立の支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われたところである(別添1参照)。

今般、この医療保険に関する事項として定められた、被害者に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、下記のとおりとしたので遺漏のないようお取り計らい願いたい。

これに伴い、「配偶者からの暴力を受けた者に係る被保険者資格の取扱いについて」(平成16年12月6日保国発第1206001号)は廃止する。

なお、下記の取扱いに関しては、当省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長から都道府県民生主管部(局)長を通じ、婦人相談所等に対し、当局保険課長から社会保険庁運営部医療保険課、各健康保険組合及び各地方厚生(支)局に対し、並びに内閣府男女共同参画局を通じ、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす都道府県等の女性センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

記

1 被害者に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱いについて

基本方針中第2の7の(6)ウにおいては、「被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者か

ら外れること」と定められている。

組合員の世帯に属する被保険者（以下「世帯員」という。）が、当該世帯から外れる手続きは、組合員からの届出に基づいて行われているところであるが、組合員自身から世帯員を世帯から外す旨の届出がなされなくとも、配偶者である組合員からの暴力を受けた世帯員から、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（以下「証明書」という。別添2参照）を添付して国民健康保険組合の被保険者資格を喪失させる旨の申出がなされた場合には、被保険者資格を喪失させることができること。また、証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても同様の取扱いができること。

また、裁判所が発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証書についても、証明書と同様の取扱いとする。

上記の被保険者資格喪失の手続きは、次のとおりである。

- (1) 保険者は、被害者から上記の申出がなされた場合には、配偶者である組合員に対して、一定の期間を設けた上で、当該被害者の被保険者資格を喪失させる届出を行うよう指導すること。なお、事業主等を介して届出等を行っている場合においても、当該組合員の個人情報保護の観点から、事業主等を介さず直接当該組合員に対して手続きを行うこと。

一定の期間内に当該届出がなされない場合には、当該被害者の被保険者資格を喪失させた上で、その旨を当該組合員に対し通知すること（別添3参照）。

- (2) 組合員の世帯から外れた被害者が国民健康保険に加入するためには、手続上、国民健康保険組合の被保険者資格を喪失したことの証明が必要となることから、保険者は、世帯員の被保険者資格喪失手続きを行った旨を被害者に対し文書を以て通知すること。

- (3) 上記取扱いに当たっては、被害者の居所等が配偶者である組合員に伝わることをないようにする等、十分配慮すること。

また、当該組合員から被害者に係る組合員の世帯に属する者としての届出が再び提出された場合には、被害者本人の意向を確認する等、組合員の世帯に属するか否かについて慎重に判断すること。

2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

基本方針中第2の7の(6)キにおいては、「第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること」と定められている。

保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第2項）ものであることから、被害者は、第三者から損害賠償を受ける

までは、保険医療機関において被保険者証を提示すれば、一般の被保険者と同様、保険診療による受診が可能であり、この点について誤解のないよう周知を図ること。

3 被害者等に係る医療費通知の取扱いについて

基本方針中第2の7の(6)クにおいては、「医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること」とされ、第2の10の(1)イにおいては、職務関係者の「被害者等に係る情報の保護」が定められている。

保険者は、被害者及びその同伴者（以下「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知の取扱いについて、受診した医療機関から被害者等の居所が加害者である配偶者に知られることのないよう、被害者からの申出があれば、当該被保険者宛の医療費通知には当該被害者等に係る情報を記載せず、被害者等に係る医療費通知は被害者から申出のあった送付先に送付するなど、適切に対応すること。

(別添1)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号) (抄)

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

7 被害者の自立の支援

(6) 医療保険

支援センターは、被害者から医療保険に関する相談があった場合、以下について、事案に応じた情報提供等を行うことが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

ア 健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れること。

イ 国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れること。

ウ 被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること。

エ 被害を受けている旨の証明書は、婦人相談所等が発行すること、また、子ども等の家族を同伴している場合には、その同伴者についても証明書を発行すること。

オ 被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れた場合には、年金の第3号被保険者については、第1号被保険者となる手続が必要になること。

カ 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが可能であり、市町村において相談すること。

キ 第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること。

ク 医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について、加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼すること。

(※下線部は関係部分)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 (様式例)

(フリガナ) 氏名 (※1)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男・女
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
連絡先等 (※3)		
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4) 機関名及び代表者氏名 (※5) 電話番号 婦人相談員 (※6) 所属機関名及び所属長名 電話番号 <div style="text-align: right;">受付日 年 月 日</div>		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

年 月 日

婦人相談所 (※7) の名称

代表者氏名

電話番号

健康保険の加入状況

被保険者 (組合員) 住所				
被保険者証記号番号 (※8)	記号		番号	
被保険者 (組合員) 氏名				
被保険者 (組合員) 生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
被保険者 (組合員) の勤務する 事業所名又は船舶所有者名				

※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。

「保護した者」には、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」も含む。

※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)

※3 保険者において事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。

なお、被害者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。

※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。

※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。

※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。

※8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入し、健康保険の加入状況は被害者本人が記入すること。

2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、社会保険事務所等に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にこの証明書を添付することとなる。

3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に社会保険事務所等に確認すること。

4 保険者においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等の取扱いについては十分配慮されたい。

(別添3)

平成 年 月 日

(被保険者名) 様

(保険者名)

あなたの世帯に属する被保険者であった下記の者は、平成20年2月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、当国民健康保険組合において、平成__年__月__日をもって被保険者資格を喪失させましたのでお知らせいたします。

なお、今回その資格を喪失した被保険者分の国民健康保険組合被保険者証は、同日以降無効となります。

あなたが、現在も無効の被保険者分の国民健康保険組合被保険者証をお持ちのときは、速やかに届け出るようお願いいたします。

(フリガナ) 氏名				男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
被保険者証 記号番号	記号		番号	

(注) 保険者においては、この様式を参考に通知書を作成してください。